主 文本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人我妻源二郎作成名義の控訴趣意書記載の通りであるから、これを引用し、右につき当裁判所は次の如く判断する。

控訴趣意第一点について

次に弁護人は「本件各詐欺の事実につき原判決は被告人が被害者から受領した金員又は小切手の全額につき詐欺罪の成立を認めているが、被告人が権利者から委託を受けて請求した部分については、権利の実行として正当視さるべきであるからこの部分については詐欺罪の成立はなく、唯水増請求した部分についてのみ所謂差額詐欺として詐欺罪の成立を認むべきに拘らず、全額について犯罪の成立を認めたのは事実誤認乃至法令の適用を誤つた違法を犯したものである」と主張する。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 尾後貫荘太郎 判事 鈴木良一 判事 飯守重任)